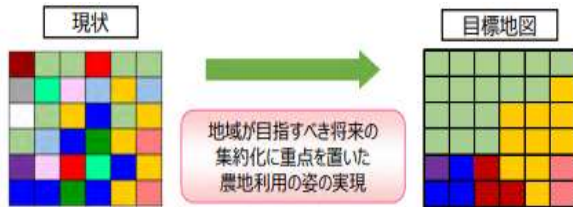


地域計画について

1. 農地の「地域計画（人・農地プラン）」について

地域計画は、農業者の減少や遊休農地の拡大など、これまで地域で守り続けてきた農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、概ね10年後を目標に、農地を次の世代に確実に引き継ぎ、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図り、担い手を確保しつつ千葉県農地中間管理機構（千葉県園芸協会）を活用した農地の集約化等を進めるものです。

○目標地図のイメージ



安房農業事務所・（公社）千葉県農地中間管理機構（千葉県園芸協会）・農業委員会・JA 安房・土地改良区等の関係機関及び農業者の方々と協議を重ね、市内22地区に「地域計画」・「目標地図」を策定しました。

2. 地域計画の区域について

地域計画の区域は、市内全域の農業振興地域内の農用地区域（農振農用地・農振青地）を基本に地域計画の区域に指定しています。地域計画の策定範囲は、旧町、旧学校区、土地改良区や行政区単位など地域の実情に応じて策定しています。

3. 地域計画の記載事項について

地域計画には、現状と課題、主な生産農畜産物、農地中間管理機構の活用方針、担い手への農地の集積・集約の取り組み、基盤整備や耕作条件改善のための事業導入、新規就農を目指す方への支援・育成の取り組み・農業支援サービス事業体の活用や農業を担う者を記載します。

4. 地域計画に搭載される「農業を担う者（担い手）」について

農業を担う者は認定農業者、認定新規就農者、農地の利用権を設定している者及び地域からいただいた情報により当面農業を継続していく者としています。

今後はこの計画に搭載された担い手が農地を借り受ける者となります。担い手以外の者が農地を借りようとする場合は、随時担い手として搭載していきますのでお申し出ください。

5. 農地の転用等について

地域計画区域内の農地を農地以外の目的に使用する場合は、農振除外手続き・農地転用許可申請の前に地域計画から除外する必要がありますので、担当課までお申し出ください。

6. 地域計画の策定・見直し・公表について

①協議の場の設置

関係機関や農業者の方々と現状と課題、担い手農業者の情報その他地域計画への記載事項等の情報をまとめ市が策定します。

②地域計画の見直し

策定した地域計画について、担い手が耕作する農地の集積・集約の変更や新規の担い手等の追加など年1回程度見直しをする予定です。

③地域計画と補助事業との関係

国や県の補助金の活用や交付金を受給する場合にそのエリアで地域計画が策定されていることや経営体が担い手に搭載されていることを要件とする補助事業が増加しています。

④地域計画の公表

地域計画は、ホームページ上に公表しますが、担い手の氏名・名称は記号としています。

令和7年4月～ 農地の貸借方法について

<農地の貸借の仕組みが変わります>

令和7年3月末で農用地利用集積計画に基づく相対の利用権設定（利用権設定事業）はできなくなり、令和7年4月から貸借方法は、農地中間管理事業と農地法第3条に基づく申請の2種類となります。

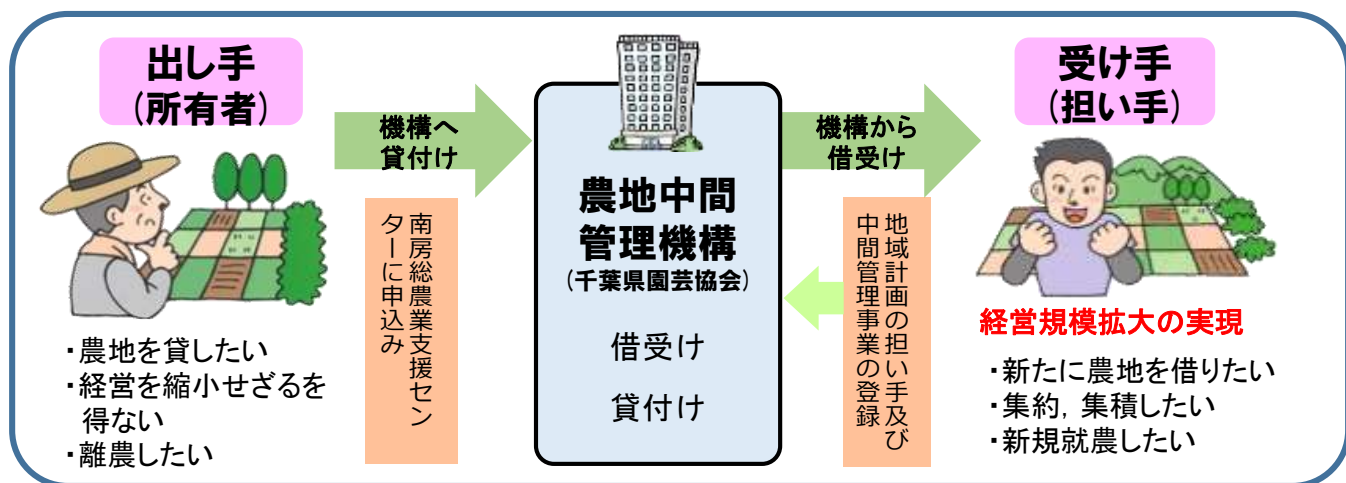
また、地域計画が策定された地域の中で、中間管理事業を通じて農地の貸借ができるのは、原則として、地域計画の目標地図に登載された担い手（農業者）のみとなります、※目標地図の担い手は随時追加・変更が可能です。

		R5年度	R6年度	R7年度
農地の権利設定	中間管理事業	継続※地域計画の区域内で重点的に事業実施		
	利用権設定事業	令和7年3月末で終了		
	農地法三条による貸借及び所有権移転	継続※相対での貸借や売買は農地法三条で実施		

<農地中間管理事業とは>

農地中間管理機構（千葉県園芸協会）を通じて、農地の貸借をおこない、農地の集積・集約化、農業経営の規模拡大、新規参入等による農用地等の効率的利用を促進し、農業の生産性の向上を図る事業です。

農地中間管理機構が、農地を貸したい方から農地を預かり、借りたい方へ農地の貸し出しを行います。南房総市では（一財）南房総農業支援センターが、その業務の一部を受託し行っており、窓口となります。



農地の貸借にかかる賃料の徴収や支払いは原則、中間管理機構が行います。

中間管理事業を通じて農地を貸したい方、借りたい方は、（一財）南房総農業支援センターまでお問合せ下さい。

<問い合わせ先> 南房総市農林水産部地域資源再生課	0470-33-1073
一般財団法人南房総農業支援センター	0470-28-4595
公益社団法人千葉県園芸協会	043-223-3011